

第142回産業統計部会（書面開催）議事結果

1 日付 令和8年5月8日（金）～同月20日（水）

2 議決参加者

【委員】

西郷 浩（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

小西 葉子、松下 東子

【専門委員】

川崎 玉恵

【審議協力者】

柳澤 明

3 議題 経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について

4 概要

○ 令和8年4月16日（木）に開催された第139回産業統計部会において、諮問第205号「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」の審議を行った結果、全ての変更内容についてひとつおりの審議を終えるとともに、次回の部会で追加説明が求められた事項もなく、変更内容について特段の異論も示されず、本部会に所属する委員において答申（案）の方向性について、事実上の合意がなされた。

これを受けて、統計委員会運営規則（平成19年10月5日統計委員会決定。令和2年4月17日最終改正）第7条第2項前段の規定に基づき、第139回産業統計部会での議論を踏まえて作成された別紙の答申（案）について書面による審議を行った。

その結果、部会所属の委員等から答申案の修正について意見は示されなかったことから、別紙をもって、第229回統計委員会に報告することとされた。

以上

(案)

諮問第205号の答申

経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について

本委員会は、諮問第205号による経済産業省特定業種石油等消費統計調査（令和9年1月以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和8年3月18日付け20260317資第15号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 水素・アンモニア・合成メタン等の次世代エネルギーに関する調査事項の追加

本申請では、令和9年1月以降に実施する本調査において、政策の進捗をフォローアップする観点から、非石油系燃料のうち次世代エネルギーとされる水素、アンモニア、合成メタン等の消費量等を定量的に把握するため、**図1**のとおり、調査項目を追加する計画である。

(案)

図1 調査事項の追加について

① 全ての調査票の「(原・)燃料」において、以下のとおり、非石油系燃料の項目を追加

【調査票第1、3、6、8、9号】

1. 燃 料		
項目	単 位	番 号
種 別		

石 炭	t	01 31
石炭コークス(ピッチコークを含む)	t	01 32
天 然 ガ ス	1000m ³	01 50
液化天然ガス(LNG)	t	01 51
都 市 ガ ス	1000m ³	01 52
合 成 メ タ ン	1000m ³	01 54
水 素	t	01 55
ア ン モ ニ ア	t	01 58
回 収 黒 液 絶 乾	t	01 60
廃 材 絶 乾	t	01 62
廃 タ イ ヤ	t	01 63
廃 プ ラ ス チ ッ ク	t	01 64
R P F	t	01 66
		01
都市ガス1m ³ 当たりの発熱量	kJ	01 53

【調査票第2号】

1. 原 ・ 燃 料		
項目	単 位	番 号
種 別		

石炭(無煙炭を含む)	t	01 31
石炭コークス(ピッチコークを含む)	t	01 32
タ ー ル	t	01 34
コークス炉ガス	1000m ³	01 35
高 炉 ガ ス	1000m ³	01 36
天 然 ガ ス	1000m ³	01 50
液化天然ガス(LNG)	t	01 51
都 市 ガ ス	1000m ³	01 52
合 成 メ タ ン	1000m ³	01 54
水 素	t	01 55
(うち、副生水素)	t	01 56
メタノール(水素原料用)	t	01 57
ア ン モ ニ ア	t	01 58
廃 材 絶 乾	t	01 62
廃 タ イ ヤ	t	01 63
廃 プ ラ ス チ ッ ク	t	01 64
R P F	t	01 66
		01
		01
		01
都市ガス1m ³ 当たりの発熱量	kJ	01 53

【調査票第4、5、7号】

1. 原 ・ 燃 料		
項目	単 位	番 号
種 別		

石炭(コークス製造用炭を除く)	t	01 31
天 然 ガ ス	1000m ³	01 50
液化天然ガス(LNG)	t	01 51
都 市 ガ ス	1000m ³	01 52
合 成 メ タ ン	1000m ³	01 54
水 素	t	01 55
(うち、副生水素)	t	01 56
ア ン モ ニ ア	t	01 58
		01
		01
都市ガス1m ³ 当たりの発熱量	kJ	01 53

② 調査票第2号(化学工業製品)の「部門別消費内訳」において、以下のとおり、アンモニア等の品目生産部門を追加

【調査票第2号】

3. 部門別消費内訳			工業製品生産部門							計 (A~J)			
項目	単 位	番 号	石油化学製品		アンモニア		アンモニア誘導品		G		H	I	J
			原料用	動力・燃料用	原料用	動力・燃料用	原料用	動力・燃料用					
			A	B	C	D	E	F					
石 炭	kg	03 01											
NGL・コンデンサート	kg	03 02											
ガ ソ リ ン	kg	03 11											
ナ フ サ	kg	03 12											
改 質 生 成 油	kg	03 13											

(案)

③ 調査票第4号(石油製品)の「原・燃料」において、非石油系燃料の種別をプレプリントするとともに、「発生・回収又は生産」及び「月末在庫」の項目を追加

【調査票第4号】

1. 原・燃料			消 費							月末在庫	
項目 種別	単 位	番 号	受入 A	発生・回収 又は生産 B	ボイラ用 燃料(非石油系 燃料の燃焼)	コージェネ レーション用	ボイラ用及びコージェネレーション用以外				計(E~G)
					C	D	原料用 E	直接加熱用 F	その他用 G		
5											
非 石 油 系 燃 料											
石炭(コークス製造用炭を除く)	t	01 31									
天 然 ガ ス	1000m ³	01 50									
液化天然ガス(LNG)	t	01 51									
都市 ガ ス	1000m ³	01 52									
合 成 メ タ ン	1000m ³	01 54									
水 素	t	01 55									
(うち、副生水素)	t	01 56									
ア ン モ ニ ア	t	01 58									
		01									
		01									

この変更の背景としては、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づき策定した「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、二酸化炭素の排出を抑制する次世代エネルギーの利活用を促進する方針や数値目標が掲げられたことが挙げられる。

これを踏まえ、資源エネルギー庁は、非石油系燃料のうち、次世代エネルギーとされる水素、アンモニア及び合成メタン等の消費量を定量的に把握する必要があることから、調査項目を追加することとしたものである。

これについては、行政上のニーズを踏まえた対応であり、今回新たに追加する水素等の生産・消費が想定される業界団体との意見交換を通じ、いずれの調査項目についても回答可能であることが確認されていることから、適当である。

ただし、エネルギー政策の動向やエネルギー消費の実態は、今後も変化していくと考えられることから、これらの状況を見ながら、行政ニーズを踏まえ、調査項目の追加又は削除について不断に見直す必要があることを、後記3「今後の課題」に掲げることとしたい。

イ 報告実績に合わせた調査票のプレプリントの追加・削除等

本調査は、報告者の負担軽減及び記入不備の防止を目的として、調査票に以下のプレプリントを行っている。

- ① 燃料種について、本来は報告者において空白行に報告する燃料種を記入する必要があるところ、全報告者に対し、過去に報告実績のあった燃料種をあらかじめ印字
- ② 燃料種ごとに記入を要しない項目がある場合には、全報告者に対し、あらかじめ当該項目に斜線を印字

今回の申請では、平成26年1月に実施した調査から令和7年7月に実施した調査までの報告実績を踏まえ、調査票に印字する燃料種及び斜線を付す項目を見直し、更新する計画である。

(案)

これについては、これまでの報告実績を踏まえて調査票の改善を図るものであり、報告者の記入負担の軽減及び記入内容の正確性の確保に資することから、適当である。

ただし、報告者負担の軽減及び統計精度のより一層の確保を図る観点から、今後とも報告実績を踏まえ、調査票にプレプリントする内容について不断に見直す必要があることを、後記3「今後の課題」に掲げることとしたい。

ウ 印刷物による公表の廃止

本申請では、表1のとおり、これまで、調査結果を「e-Stat」及び「印刷物」で公表しているが、このうち「印刷物」による公表を廃止する計画である。

表1 調査結果の公表の方法の変更

変更案	現行
9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat 以外) □印刷物 □閲覧)	9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat 以外) ■印刷物 □閲覧)

これについては、

- ① 「印刷物」で公表している調査結果はe-Stat及び資源エネルギー庁のホームページで全て公表している、
 - ② 「印刷物」の主な送付先である図書館、県庁、経済産業局等に確認し、「印刷物」を廃止しても問題がない旨の回答を得ている、
- ことから、適当である。

2 統計委員会諮問第77号の答申（平成27年3月23日付け府統委第26号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査に関する統計委員会諮問第77号の答申では、以下の検討課題が指摘されている。

第Ⅱ期基本計画において、経済産業省は、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討し、平成29年末までに結論を得ることが求められている。同省は、有識者等から構成された検討会等において所要の検討を行っているところであり、引き続き十分な検討を行った上で、必要に応じて本調査の調査計画の見直しを行うこと

経済産業省は、本調査を含めたエネルギーに関する統計について、体系的な整備に取り組んでいるところ、平成29年7月に開催された統計委員会基本計画部会第3回経済統計ワーキンググループにおいて、エネルギー消費統計^(注)について時系列の安定化やデータの精緻化に向けた取組が実施されている旨の報告がなされている。

(案)

また、現行の第Ⅳ期基本計画においても、エネルギー消費統計の時系列の安定化やデータの精緻化等の取組を不断に進めることとされており、そのための課題の検討を引き続き行うこととされている。さらに、毎年度公表される統計法施行状況報告において、データの精緻化を進めてきたことが確認されている。

以上を踏まえると、既に、継続的な取組が進められていると認められることから、適当である。

(注) エネルギー消費統計調査（一般統計調査）により作成される統計

3 今後の課題

(1) 調査事項の見直しの検討〔前記1(2)ア関連〕

エネルギー政策の動向やエネルギー消費の実態は、今後も変化していくと考えられることから、これらの状況を見ながら、行政ニーズを踏まえ、調査項目の追加又は削除について不断に見直すこと。

(2) 調査票のプレプリントの見直し〔前記1(2)イ関連〕

報告者負担の軽減及び統計精度のより一層の確保を図る観点から、今後とも、報告実績を踏まえ、調査票にプレプリントする内容について不断に見直すこと。

以上